

四日市市告示第 1 1 4 号

さくらまつり等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

さくらまつり等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

さくらまつり等事業費補助金交付要綱（平成 1 2 年四日市市種別なし）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象経費)</p> <p>第 3 条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1) 会場設備経費（案内看板・交通規制看板の作成及び設置、駐車場の補修・確保、各種警備員の配置、仮設トイレの設置、廃棄物の収集処分、照明設備及び電気代等に係る経費）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 別表第 1 に定める樹木（以下「補助対象樹木」という。）に対する管理作業経費（施肥、剪定、注意喚起看板の設置及び樹木医による診断に係る経費）</u></p> <p><u>2 前項の規定に関わらず、人件費（委託及び樹木医に関わるものは除く。）及び飲食代については、補助対象経費から除外するものとする。</u></p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第 3 条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1) 案内看板・交通規制看板の作成及び設置、駐車場の補修、各種警備員の配置、仮設トイレの設置、廃棄物の収集処分、照明設備及び電気代等に係る経費</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 第 1 号及び第 2 号の規定に関わらず、人件費（委託に関わるものは除く。）及び飲食代については、補助対象経費から除外するものとする。</u></p> <p><u>(4) その他市長が特に必要と認めたもの</u></p>

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条に掲げる経費のうち、同条第1項第1号及び第3号の経費については3分の2を乗じた額、同項第2号の経費については2分の1を乗じた額の合計以内で、予算の範囲内とする。

2 補助金の額の上限は、150万円とする。ただし、前条第1項第1号及び第2号に係る補助金の額の合計は100万円を超えないものとし、同項第3号に係る補助金の額は50万円を超えないものとする。

3 前項に規定する補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 第3条第1項第1号及び第2号の補助金の交付を受けようとする者は、さくらまつり等事業費補助金交付申請書(第1号様式)に、事業計画書(まつり)(第2号様式)及び予算書を添えて市長に提出しなければならない。

2 第3条第1項第3号の補助金の交付を受けようとする者は、さくらまつり等事業費補助金交付申請書(第1号様式)に、事業計画書(樹木管理作業)(第2号様式)及び予算書を添えて市長に提出しなければならない。

3 前2項の申請は当該年度においてそ

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条に掲げる経費のうち、第1号の経費については3分の2を乗じた額、その他の経費については2分の1を乗じた額の合計以内で、予算の範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条に定める補助対象経費の額が120万円以上である場合には、各種警備員の配置、仮設トイレの設置に係る経費については、予算の範囲内とする。

3 補助金の額の上限は80万円とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、さくらまつり等事業費補助金交付申請書(第1号様式)に、事業計画書(第2号様式)及び予算書を添えて市長に提出しなければならない。

れぞれ1回のみとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。）したとき（以下「完了等」という。）は、完了等の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（第6号様式）、申請に対応する事業報告書（第7号様式）、収支決算書及び請求書・領収書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

附 則

（安全確保ができない場合の特例）

5 主催者が来場者の安全が確保できないと判断し、地域住民が自ら主催するさくらまつり等を中止した場合において、当該主催者が過去3年間のうちに中止したさくらまつり等と同種のさくらまつり等を開催し、この要綱に規定する補助金の交付をうけていたときは、第17条第3号の規定を適用しない。

（読替規定）

6 前項の適用がある場合に限り、第2条第1号ハ中「補助対象経費の額が30万円以上」とあるのは「補助対象経

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。）したとき（以下「完了等」という。）は、完了等の日から起算して30日を経過した日までに、補助事業実績報告書（第6号様式）に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

費の10万円以上」と、第3条第1項第2号中の「イベント経費（ただし模擬店等に係る費用は除く）及び広報に係る経費」とあるのは「広報に係る経費」とする。

改正後

別表（第3条関係）

<p><u>1 補助対象樹木の要件</u></p>	<p><u>さくらまつり等の催しが開催される範囲内に所在し、当該催し期間中に来場者が訪れる主たる目的となる樹木であること。</u></p>
<p><u>2 管理作業経費の要件</u></p>	<p><u>(1) 樹木医の診断に係る経費</u> <u>(2) 施肥に対する経費</u> <u>(3) 樹木の管理に対する以下の経費</u> <u>ア カビ・腐朽・害虫等を防ぐための作業費用。</u> <u>イ 枯れ枝等の剪定・運搬・処分に係る費用。</u> <u>ウ 剪定等に関する消耗品費（のこぎり等の替え刃、ガソリン等の燃料、殺菌剤、防塵マスク等）</u> <u>エ 注意喚起看板等の作成・設置</u></p>

改正前

第2号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

事業計画書（まつり）

事業の名称	
主催	
目的	
期間	
場所	
内容	

問合せ先	
広報計画	
会場レイアウト	<p>(大会本部、案内看板、照明、便所、駐車場等、さくらまつりの開催に当たって準備した設備を記入ください。)</p>

第2号様式（第6条関係）

事業計画書（樹木管理作業）

事業の名称	
目的	
期間	
場所	
実施内容一覧	<p>（実施内容を日付とともに箇条書で記入してください。実施後は地図などで具体的な作業場所と作業内容を記述してください。）</p>

住 所
名 称
代表者

補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度さくらまつり等事業補助金等については、さくらまつり等事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 森 智 広

記

1. 補助金等の額 金 円
2. 補助金等の対象となる事業 年度さくらまつり等事業
【 さくら祭り】
3. 補助金等の交付の条件
 - (1) さくらまつり等事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
 - (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
 - (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

第4号様式（第12条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

名 称

代表者

補助事業等計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた標記事業については、補助金額及びその内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 事業の名称

2. 交付申請額	円
前回交付決定額	円
変更増減額	円

3. 変更理由

4. 変更内容

住 所
名 称
代表者

補助金変更承認決定通知書

年 月 日付け第 号－2で交付決定した、さくらまつり等事業補助金については、下記のとおり当該決定の額及びその内容を変更しましたので、通知します。

年 月 日

四日市市長 森 智 広

記

1. 変更に係る補助事業の内容は、年 月 日付けにより変更承認申請書の記載内容のとおりとする。
2. 変更交付決定額 円
前回交付決定額 円
変更増減額 円
3. 補助金等の交付の条件
 - (1) さくらまつり等事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
 - (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
 - (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

第6号様式（第14条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

名 称

代表者

補助事業実績報告書

年 月 日付け第 号-2（と、4）で補助金等の交付決定を受けたさくらまつり等事業を完了したので、さくらまつり等事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業の名称

2. 事業内容

別添事業報告書のとおり

3. 添付書類

（1）事業報告書（第7号様式）

（2）収支決算書

（3）領収証等の写し

（4）事業実施を証するもの（写真・広報資料等）

（5）その他

第7号様式（第14条関係）

事業報告書（まつり）

事業の名称	
主催	
期間	
場所	
来場者数	
事業実績及び効果	
実施したイベント等	
広報実績	（※主催者が主体的に行った広報活動以外に、テレビやラジオ、新聞雑誌等のメディアで紹介されたものも含めてご記入ください。）

第7号様式（第14条関係）

事業報告書（樹木管理作業）

事業の名称	
期間	
場所	
事業内容	（実施日と実施内容を箇条書きで記載し、詳細は実施内容報告書に写真の添付とともに記載してください。）
今後の対応	

実施内容報告書

作業日	作業前の写真	作業後の写真
	(場所)	
	(場所)	
	(場所)	

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(シティプロモーション部観光交流課)